

保育所等で「新型コロナウイルス感染症」の陽性者が確認された場合の保護者の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染者の急増に伴い、医療機関や保健所等の業務がひっ迫しており、このままでは中等症や重症のリスクのある方に必要な医療を提供することができなくなってしまう恐れがあります。このため、県内の事業所（保育所・認定こども園等を含む。）に対し、当面の間、下記の対応をお願いすることとなりました。

保護者の皆様におかれましては、保育所等が行う調査や対応（お子様の自宅待機、健康観察等）にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

【事業所（保育所・認定こども園等）が行うこと】

事業所内で陽性者が確認された場合、陽性者と濃厚接触の可能性のある方（※）を濃厚接触者としてリストアップし、10日間の自宅待機等周知に関するご協力をお願いしています。

※濃厚接触の可能性のある方：陽性者と、感染の可能性のある期間に接触し、以下の範囲に該当する場合

- ・感染の可能性のある期間
- ① 有症状者の場合：症状が出た日の2日前から療養の解除基準を満たすまで
- ② 無症状者の場合：陽性となった検体を採取した日の2日前から療養解除の基準を満たすまで

- ・濃厚接触者の範囲（次のいずれかに該当する場合）
 - 患者と同居または長時間の接触があった
 - 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、マスクをきちんと着用せず、陽性者と15分以上の接触があった（注1）
 - 適切な感染防護（マスク着用など）なしに陽性者を診察、看護もしくは介護をした
 - 患者の気道分泌液もしくは体液等に直接接触した可能性が高い
- （注1）濃厚接触者の定義は国立感染症研究所感染症疫学センターの「新型コロナウイルス感染症患者に帯する接触的疫学調査実施要領（3.1.8）」のものです。

（参考）濃厚接触の可能性が高い場面の例

- ・近距離で、飲食しながら会話をした
- ・休憩室や更衣室などマスクをしないで会話をした。
- ・喫煙所で一緒に喫煙をした
- ・近い座席で長時間を過ごした
- ・換気の悪い空間（車内等を含む）で長時間一緒に過ごした

◆◆お子様が濃厚接触者となった保護者の方へのお願い◆◆

保育所等の調査の結果、お子様が濃厚接触者として特定された場合は、保育所等の指示に従い、10日間の自宅待機と健康観察をお願いします。

健康観察期間中、発熱等体調不良となった場合は、かかりつけ医に事前連絡の上受診するか、新潟県新型コロナ受診・相談センター（電話：025-256-8275）、保健所へ相談してください。